

横浜市立鴨志田第一小学校 いじめ防止基本方針

策定 平成26年2月

改定 平成30年2月

改定 令和5年4月

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめを防止するための基本理念

- ・ いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることを常に意識し、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ・ 子どもの健全育成といじめのない子ども社会を実現させるため、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する上で校内の組織を設置する。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○組織の構成

学校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年担任、養護教諭、児童指導主任、人権主任。（指導部メンバー）

※重大事態が起きた場合は、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

○組織の役割

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には次のような活動を行う。

- ・ 未然防止のために、いじめが起きにくい学校・学級風土をつくる取り組みを進める。
- ・ 早期発見、事案対処のために、いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報を収集し職員で共有する。定期的にアンケート調査を実施する。
- ・ 事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断をする。
- ・ いじめを受けた児童への支援体制、いじめを行った児童への指導体制等、対応方針を決定する。保護者と連携しながら組織的な対応を進める
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づいて年間計画を作成し、実行する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して効果的に機能しているか、点検と見直しをする。

3. いじめの未然防止、早期発見・事前対処

○いじめの未然防止

- ・ 落ち着いて授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子どもを育てる。
- ・ 子どもたちが望ましい人間関係を築くよう、縦割り活動の充実や「あいさつ」などの日常的な活動を通じた取組を行う。
- ・ 子どもたち自身が自分たちの問題として考えていけるよう、児童会の活動を活発にする。
- ・ 学級指導、道徳、保健体育などの指導を通して「心の健康」について考え、児童が相談しやすい環境・体制を整える。
- ・ 人権を尊重する気持ちを育てながら、「いじめや暴力行為を許さない」という風土づくりに取り組む。

○いじめの早期発見

- ・ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても見過ごさない姿勢をもつ。
- ・ 毎月の職員会議で児童理解の時間を設け、各クラスで課題を抱えている児童についての情報を共有し共通理解した上で、全職員が関わって組織的に支援をしていく体制をとる。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の充実を図り、いじめの実態把握に努める。
- ・ SNS等に関する情報モラルの教育推進を図り、インターネット上で行われるいじめに対しても、早期発見、早期対応に努める。

○いじめに対する措置

- ・ いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

○いじめの解消

- ・いじめの解消の要件は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - 1) いじめの行為が目安として少なくとも3か月止んでいること。
 - 2) いじめをうけた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

○教職員等への研修

- ・いじめ防止や特別支援に関する教職員研修を行い、いじめ防止についての的確な対応を行うためのスキルを身に付ける。
- ・毎月最終週の打ち合わせで人権研修を毎月行い、小中合同の人権研修も年1回行うことで、人権意識を高める。
- ・いじめに関する実態調査実施後、職員間で分析・検討をする。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の指導助言を受ける。

○学校運営協議会等の活用

- ・いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

○年間計画（例年の取組）

月	取組内容	通年（毎月）
4月	年間指導計画と重点指導内容の確認、引継ぎ	児童指導情報交換（職員会議内） 職員人権研修（月末の打ち合わせ内で） 【指導部（児童指導・人権・特別支援）】 各種委員会（定例） いじめ防止対策委員会（定例・臨時）
5月	拡大児童指導委員会 いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式・教育相談）	
6月	アンケート実施・対応、Y-P アセスメント・分析、支援検討会	
7月	特別支援教育研修、いじめ防止研修、横浜子ども会議（中学校ブロック）、個人面談 人権研修会（中学校ブロック合同）、児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修会	
8月	横浜子ども会議 区交流会	
9月	子どもの社会的スキル横浜プログラム研修	
10月	SNS 出前授業	
11月	Y-P アセスメント・分析、アンケート実施・対応	
12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート）・いじめ防止月間の取組 人権週間、個人面談	
1月	SOS サインの出し方教育プログラム研修	
2月	アンケート実施・対応、学校いじめ防止基本方針のふり返し	
3月	年度の振り返り 新年度への引継ぎ（小学校：幼稚園・保育園、中学校）	

4. 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

○発生の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、組織で対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。また、調査結果を横浜市教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・毎月（各種委員会開催日）の「いじめ防止対策委員会」や、年度末の学経反省等で、随時点検・見直しを行う。